



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
6月14日
第520号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	1
道路の供用開始(道路保全課).....	1
○ 公 告	
鳥獣保護区特別保護地区指針案の公告(自然環境保全課).....	2
令和6年木造建築士試験実施公告の変更公告(建築課).....	3
一般競争入札の公告(警察本部会計課).....	3
落札者決定の公告(警察本部会計課).....	4
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出(南部).....	5
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部、東近江).....	6
○ 公安委員会告示	
滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定(地域課).....	7

告 示

滋賀県告示第205号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和6年6月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
児童発達支援・放課後等デイサービスカラフルキッズ	彦根市出町字東町14-1	株式会社エスターテ	彦根市正法寺町160番地	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和6.6.1	2550200402

滋賀県告示第206号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月14日から令和6年6月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
近江八幡守山線	守山市川田町字大船1662番2地先から	令和6.6.14	L=271.9m

守山市川田町字北フケ1589番2地先まで

9時

公 告

鳥獣保護区特別保護地区指針案の公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき公告し、当該特別保護地区に係る指針案を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 名称 三島池鳥獣保護区三島池特別保護地区

2 区域 次の図のとおり

3 面積 54ヘクタール

4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

5 特別保護地区の保護に関する指針案

(1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的 三島池鳥獣保護区は、カイツブリ、ゴイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ等の身近な鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は水鳥の飛来地として県内外に有名な三島池を中心として、鳥獣の生息環境を保全するために必要な場所であり、鳥獣の誘致または鳥獣保護思想の普及啓発のため、特に重要な役割を果たしていると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

6 縦覧場所 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 大津市京町四丁目1番1号

7 縦覧期間 令和6年6月14日から令和6年6月28日まで

当該区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に当該特別保護地区に係る指針案についての意見書を提出することができる。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥獣保護区特別保護地区指針案の公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき公告し、当該特別保護地区に係る指針案を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 名称 比叡山鳥獣保護区比叡山特別保護地区

2 区域 次の図のとおり

3 面積 366ヘクタール

4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

5 特別保護地区の保護に関する指針案

(1) 指定区分 集団繁殖地の保護区

(2) 指定目的 比叡山鳥獣保護区は、ヤブサメ、ツツドリ、ホトトギス等の鳥類の繁殖地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は延暦寺の諸堂が集まる境内地を中心として、鳥獣の生息環境を保全するために重要な場所であり、鳥類の繁殖を確保するため、特に重要な役割を果たしていると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

6 縦覧場所 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 大津市京町四丁目1番1号

7 縦覧期間 令和6年6月14日から令和6年6月28日まで

当該区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に当該特別保護地区に係る指針案についての意見書を提出することができる。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

令和6年木造建築士試験実施公告の変更公告

令和6年3月1日付け令和6年木造建築士試験実施公告の一部を次のとおり変更する。

令和6年6月14日

滋賀県知事 三日月 大造

2 試験地

変更前 (1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) コラーニングハウスⅠ 草津市野路東1-1-1

変更後 (1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) コラーニングハウスⅡ 草津市野路東1-1-1

一般競争入札の公告

運転免許証マイナンバーカード一体化システムの賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年6月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 運転免許証マイナンバーカード一体化システム(搬入等を含む。) 一式
- (2) 借入物品および委託業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間および履行期間 令和7年1月1日(水)から令和11年12月31日(月)まで、契約締結日から令和6年12月31日(火)まで
- (4) 借入場所および履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル、情報処理

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の受付に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品供給等を行う体制が整備されている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、技術審査機能証明書、機器等・役務リストおよびシステム構築事業者の要件を証する書類の写し

(2) 提出期限 令和6年7月11日(木)午後5時まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計

課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)

- (2) 契約条項を示す期間 令和6年6月14日(金)から令和6年8月26日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月27日(火)の午前9時から午後1時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和6年8月27日(火)午後1時まで
- (6) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
 - イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
 - ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和6年8月28日(水)午前10時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は、総貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased and consignment : System for Integrating Driver' s License and Individuai Number Card, 1 set
- (2) Deadline for tender : 13:00, August 27, 2024
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231(Extension 2263)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年6月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 次世代型オフロード型緊急自動車(覆面)の購入 7台
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和6年5月16日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 滋賀三菱自動車販売株式会社 本社栗東店営業3課担当課長 堀岡正洋 栗東市蜂屋963番地1
- 5 落札金額 37,345,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年4月16日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年6月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 次世代型オフロード型緊急自動車の購入 8台
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和6年5月16日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 滋賀三菱自動車販売株式会社 本社栗東店営業3課担当課長 堀岡正洋 栗東市蜂屋963番地1
- 5 落札金額 51,735,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年4月16日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年6月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 次世代型オフロード型自動車(一般)の購入 14台
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和6年5月16日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 滋賀三菱自動車販売株式会社 本社栗東店営業3課担当課長 堀岡正洋 栗東市蜂屋963番地1
- 5 落札金額 57,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年4月16日(火)

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年6月14日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿一

事業所	事業所の	名称	主たる事務所	指定障害福祉	事業所番号	廃止年月日
-----	------	----	--------	--------	-------	-------

の名称	所在地		の所在地	サービスの種類		
あうんホームヘルパー栗東	栗東市手原4-5-1名神栗東ビル4F	株式会社阿吽	栗東市手原三丁目11-12	居宅介護	2511200178	令和6.6.30

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、下仰木土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年6月14日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野正徳

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	刈野昇	大津市仰木六丁目20番19号
〃	深田庄亮	同 所26番12号
〃	猪飼一仁	同 市仰木五丁目7番10号
〃	倉田成博	同 市仰木七丁目1番17号
〃	宮嶋日出夫	同 市仰木六丁目25番27号
〃	八木二三男	同 市仰木五丁目7番4号
〃	山本権一	同 市仰木六丁目19番5号
〃	岩見権平衛	同 市仰木二丁目20番47号
〃	北村晶一	同 市仰木四丁目14番50号
〃	山本健一	同 市仰木五丁目8番13号
監 事	北村敏信	同 市仰木二丁目6番9号
〃	杉本雅宏	同 市仰木五丁目8番6号

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	刈野昇	大津市仰木六丁目20番19号
〃	深田庄亮	同 所26番12号
〃	猪飼一仁	同 市仰木五丁目7番10号
〃	倉田成博	同 市仰木七丁目1番17号
〃	宮嶋日出夫	同 市仰木六丁目25番27号
〃	八木二三男	同 市仰木五丁目7番4号
〃	山本権一	同 市仰木六丁目19番5号
〃	杉本雅宏	同 市仰木五丁目8番6号
〃	北村晶一	同 市仰木四丁目14番50号
〃	山本健一	同 市仰木五丁目8番13号
監 事	北村敏信	同 市仰木二丁目6番9号
〃	辻章	同 市仰木五丁目2番25号

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、岡山土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年6月14日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	東森清蔵	近江八幡市中村町438番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	大 更 芳 三 郎	近江八幡市中村町608番地
〃	中 川 紀 充	同 市加茂町1015番地

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第69号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）第17条の2第1項の規定により、水泳場保安水域を次のとおり指定する。

令和6年6月14日

滋賀県公安委員会委員長 大 塚 良 彦

水泳に供する水域の所在地	水泳場保安水域に指定する水域	期 間
近江八幡市沖島町29番地40地先琵琶湖沿岸（宮ヶ浜水泳場）	次のア、イおよびウの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 近江八幡市沖島町無番地にある休暇村近江八幡西館建物の北東角 ア 基点から真方位297度125メートルの地点 イ 基点から真方位316度161メートルの地点 ウ 基点から真方位55度292メートルの地点	令和6年7月13日から同年8月25日まで
高島市マキノ町西浜763番地1地先琵琶湖沿岸（マキノサニービーチ・高木浜オートキャンプ場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市マキノ町西浜763番地1にあるマキノサニービーチ高木浜管理棟建物の東角 ア 基点から真方位57度163メートルの地点 イ 基点から真方位78度196メートルの地点 ウ 基点から真方位188度246メートルの地点 エ 基点から真方位207度216メートルの地点	令和6年7月1日から同年8月31日まで
高島市マキノ町西浜763番地2地先琵琶湖沿岸（奥琵琶湖マキノグランドパークホテル）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市マキノ町西浜763番地2にある奥琵琶湖マキノグランドパークホテル建物の南角 ア 基点から真方位41度126メートルの地点 イ 基点から真方位65度145メートルの地点 ウ 基点から真方位128度162メートルの地点 エ 基点から真方位154度101メートルの地点	令和6年7月1日から同年8月31日まで
高島市マキノ町知内1992番地1地先および同2018番地1地先琵琶湖沿岸（知内浜水泳場）	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市マキノ町西浜763番地2にある奥琵琶湖マキノグランドパークホテル建物の南角 ア 基点から真方位47度90メートルの地点 イ 基点から真方位65度145メートルの地点 ウ 基点から真方位128度162メートルの地点 エ 基点から真方位159度422メートルの地点 オ 基点から真方位172度399メートルの地点	令和6年7月1日から同年9月1日まで
	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域	

	<p>基点 高島市マキノ町知内2010番地1にある知内浜オートキャンプ場知内浜サービスセンター建物の南角</p> <p>ア 基点から真方位151度190メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位157度230メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位193度217メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位198度159メートルの地点</p>	
高島市今津町浜分7番地先琵琶湖沿岸(今津浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市今津町浜分にある主要地方道海津今津線三人川橋の南東角</p> <p>ア 基点から真方位130度60メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位95度195メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位144度411メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位165度346メートルの地点</p>	令和6年7月12日から同年8月20日まで
高島市今津町今津13番地先琵琶湖沿岸(南浜学童水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市今津町中沼二丁目4番地にある滋賀県高島警察署建物の南東角</p> <p>ア 基点から真方位150度157メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位135度220メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位151度278メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位166度232メートルの地点</p>	令和6年7月20日から同年8月11日まで
高島市新旭町藁園336番地先琵琶湖沿岸(風車村水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市新旭町深溝にある藤本太郎兵衛像の南東角</p> <p>ア 基点から真方位155度111メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位140度120メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位151度216メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位159度211メートルの地点</p>	令和6年7月20日から同年9月30日まで
高島市安曇川町北船木2981番地先琵琶湖沿岸(滋賀県立びわ湖こどもの国)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市安曇川町北船木2981番地にある滋賀県立びわ湖こどもの国敷地内にある藤棚の南角</p> <p>ア 基点から真方位41度147メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位71度193メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位156度161メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位192度101メートルの地点</p>	令和6年7月13日から同年8月31日まで
高島市安曇川町下小川2329番地10地先琵琶湖沿岸(近江白浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域ならびにオ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市安曇川町下小川2568番地にあるピラ白浜敷地の南西角</p> <p>ア 基点から真方位136度103メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位164度148メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位229度157メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位274度104メートルの地点</p> <p>オ 基点から真方位273度132メートルの地点</p> <p>カ 基点から真方位235度179メートルの地点</p> <p>キ 基点から真方位264度682メートルの地点</p> <p>ク 基点から真方位272度664メートルの地点</p>	令和6年7月1日から同年8月31日まで

高島市鶴川1091番地 先琵琶湖沿岸(白ひげビーチ)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市鶴川1091番地にある白ひげビーチ事務所建物の北西角 ア 基点から真方位11度228メートルの地点 イ 基点から真方位38度282メートルの地点 ウ 基点から真方位100度164メートルの地点 エ 基点から真方位160度196メートルの地点 オ 基点から真方位176度129メートルの地点	令和6年6月25日から同年9月1日まで
	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市鶴川1091番地にある白ひげビーチ事務所建物の北西角 ア 基点から真方位11度228メートルの地点 イ 基点から真方位36度269メートルの地点 ウ 基点から真方位81度211メートルの地点 エ 基点から真方位81度84メートルの地点	令和6年9月2日から同年9月24日まで
大津市北小松1番地 先琵琶湖沿岸(京都復活教会水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北小松20番地の8にある湖邸滋びわこクラブ建物の南東角 ア 基点から真方位89度140メートルの地点 イ 基点から真方位118度227メートルの地点 ウ 基点から真方位167度147メートルの地点 エ 基点から真方位214度36メートルの地点	令和6年7月1日から同年8月31日まで
大津市北小松102番地の2地 先琵琶湖沿岸(サンタワーマリーナ水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北小松83番地の2にある住宅建物の南西角 ア 基点から真方位219度37メートルの地点 イ 基点から真方位174度102メートルの地点 ウ 基点から真方位211度173メートルの地点 エ 基点から真方位238度144メートルの地点	令和6年7月1日から同年9月15日まで
大津市北小松954番地の1地 先琵琶湖沿岸(北小松北浜水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北小松にある養魚池ポンプ室建物の北東角 ア 基点から真方位44度35メートルの地点 イ 基点から真方位102度113メートルの地点 ウ 基点から真方位179度216メートルの地点 エ 基点から真方位207度187メートルの地点	令和6年7月6日から同年8月31日まで
大津市北小松1017番地の1地 先琵琶湖沿岸(北小松南浜水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北小松1017番地の1にある北小松区営小松浜水泳場南浜事務所建物の南東角 ア 基点から真方位29度168メートルの地点 イ 基点から真方位61度196メートルの地点 ウ 基点から真方位143度112メートルの地点 エ 基点から真方位170度58メートルの地点	令和6年7月6日から同年8月31日まで
大津市南小松1088番地 先から同19番地の3地 先まで琵琶湖沿岸	次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市南小松にある月見浜石碑の東角	令和6年7月1日から同年9月30日まで

岸(近江舞子北浜水泳場)	<p>ア 基点から真方位15度256メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位41度245メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位46度157メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位120度130メートルの地点</p> <p>オ 基点から真方位174度412メートルの地点</p> <p>カ 基点から真方位186度469メートルの地点</p>	
大津市南小松1095番地先琵琶湖沿岸(近江舞子中浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点1 大津市南小松にある南小松港南側堤防の西角</p> <p>基点2 大津市南小松にある雄松崎石碑の南東角</p> <p>ア 基点1から真方位63度31メートルの地点</p> <p>イ 基点1から真方位66度231メートルの地点</p> <p>ウ 基点2から真方位86度234メートルの地点</p> <p>エ 基点2から真方位157度282メートルの地点</p> <p>オ 基点2から真方位189度108メートルの地点</p>	令和6年7月1日から同年9月30日まで
大津市南小松1095番地の20地先琵琶湖沿岸(近江舞子南浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市南小松1095番地にある雄松館建物の南西角</p> <p>ア 基点から真方位102度71メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位142度249メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位201度356メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位235度311メートルの地点</p>	令和6年7月1日から同年9月30日まで
大津市北比良242番地先琵琶湖沿岸(比良レークハウス)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北比良242番地にある比良レークハウス建物の東角</p> <p>ア 基点から真方位68度142メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位100度186メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位154度125メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位175度27メートルの地点</p>	令和6年7月1日から同年9月30日まで
大津市南比良361番地先琵琶湖沿岸(南比良水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市南比良361番地にある住宅敷地の南東角</p> <p>ア 基点から真方位55度76メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位98度140メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位182度197メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位212度157メートルの地点</p>	令和6年7月1日から同年8月31日まで
大津市大物189番地先から同210番地先まで琵琶湖沿岸(大物地区水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市大物にある大物ポンプ小屋建物の東角</p> <p>ア 基点から真方位56度35メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位98度123メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位136度132メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位182度59メートルの地点</p>	令和6年7月1日から同年8月31日まで
大津市大物218番地の5地先琵琶湖沿岸(大地協セツルの家)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角</p> <p>ア 基点から真方位30度165メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位58度207メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位71度163メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位34度105メートルの地点</p>	令和6年7月1日から同年8月31日まで

<p>大津市大物660番地先琵琶湖沿岸(青柳浜キャンプ場)</p>	<p>次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位39度81メートルの地点 イ 基点から真方位79度148メートルの地点 ウ 基点から真方位117度170メートルの地点 エ 基点から真方位137度250メートルの地点 オ 基点から真方位165度201メートルの地点</p>	<p>令和6年7月1日から同年9月23日まで</p>
<p>大津市大物640番地の2地先琵琶湖沿岸(VI WAKO G L A S T A R)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位150度77メートルの地点 イ 基点から真方位117度170メートルの地点 ウ 基点から真方位146度334メートルの地点 エ 基点から真方位167度288メートルの地点</p>	<p>令和6年7月1日から同年9月30日まで</p>
<p>大津市荒川711番地の1地先琵琶湖沿岸(びわ湖松の浦別邸)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市荒川711番地の1にあるびわ湖松の浦別邸の南西角 ア 基点から真方位135度176メートルの地点 イ 基点から真方位160度224メートルの地点 ウ 基点から真方位209度119メートルの地点 エ 基点から真方位238度72メートルの地点</p>	<p>令和6年7月1日から同年9月23日まで</p>
<p>大津市荒川392番地先琵琶湖沿岸(松の浦水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市荒川392番地にある松の浦キャンプ場事務所建物の東角 ア 基点から真方位67度431メートルの地点 イ 基点から真方位80度412メートルの地点 ウ 基点から真方位80度306メートルの地点 エ 基点から真方位86度197メートルの地点 オ 基点から真方位118度114メートルの地点 カ 基点から真方位180度154メートルの地点 キ 基点から真方位201度385メートルの地点 ク 基点から真方位213度384メートルの地点</p>	<p>令和6年7月1日から同年9月30日まで</p>
<p>大津市八屋戸122番地の1地先琵琶湖沿岸(守山子供水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市八屋戸にある守山子供会脱衣所建物の北東角 ア 基点から真方位19度116メートルの地点 イ 基点から真方位67度175メートルの地点 ウ 基点から真方位137度150メートルの地点 エ 基点から真方位198度73メートルの地点</p>	<p>令和6年7月14日から同年8月25日まで</p>
<p>大津市和邇中浜19番地先琵琶湖沿岸(和邇中浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市和邇中浜22番地にある住宅敷地の南東角 ア 基点から真方位341度91メートルの地点 イ 基点から真方位18度156メートルの地点 ウ 基点から真方位97度188メートルの地点 エ 基点から真方位128度140メートルの地点</p>	<p>令和6年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市和邇南浜1番地先から同127番地先</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p>	<p>令和6年7月1日から同年8月31日まで</p>

まで琵琶湖沿岸(新和邇浜水泳場)	基点 大津市和邇南浜117番地にある慶専寺敷地の北東角 ア 基点から真方位327度222メートルの地点 イ 基点から真方位359度281メートルの地点 ウ 基点から真方位97度250メートルの地点 エ 基点から真方位126度186メートルの地点	まで
大津市和邇南浜403番地の31地先琵琶湖沿岸(ワニ浜水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域ならびにオ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市和邇南浜403番地先にある和邇岬石碑の東角 ア 基点から真方位306度517メートルの地点 イ 基点から真方位318度517メートルの地点 ウ 基点から真方位332度164メートルの地点 エ 基点から真方位296度160メートルの地点 オ 基点から真方位296度82メートルの地点 カ 基点から真方位1度122メートルの地点 キ 基点から真方位55度164メートルの地点 ク 基点から真方位81度59メートルの地点	令和6年7月1日から同年8月31日まで
大津市今堅田三丁目1191番地3地先琵琶湖沿岸(真野浜水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市今堅田三丁目24番7号にある国民宿舎ビューロッジ琵琶建物の東角 ア 基点から真方位327度293メートルの地点 イ 基点から真方位346度324メートルの地点 ウ 基点から真方位113度309メートルの地点 エ 基点から真方位135度277メートルの地点	令和6年7月1日から同年8月31日まで